

財政の健全化判断比率等の指標に関する用語の説明

◆ 実質赤字比率（じっしつあかじひりつ）

一般会計等（普通会計）を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。
市町村（県）においては、財政規模に応じ 11.25%～15%（3.75%）以上で早期健全化団体に、20%（5%）以上で財政再生団体となります。

◆ 連結実質赤字比率（れんけつじっしつあかじひりつ）

全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。
市町村（県）においては、財政規模に応じ 16.25%～20%（8.75%）以上で早期健全化団体に、30%（15%）以上で財政再生団体となります。

◆ 実質公債費比率（じっしつこうさいひりつ）

一般会計等（普通会計）が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、従来から用いられてきた「起債制限比率」を見直し、実態をより正確に把握するため、公営企業会計に対する繰出金のうち元利償還金相当分などが要素に加えられています。

この比率が18%を超えた場合、地方債を発行するためには国の同意ではなく、許可が必要になります。

また、25%以上になると早期健全化団体となり一部の地方債の発行が、35%以上になると財政再生団体となり多くの地方債の発行が制限されます。

◆ 将来負担比率（しょうらいふたんひりつ）

地方債の残高をはじめ一般会計等（普通会計）が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。

市町村（県）においては、350%（400%）以上で早期健全化団体となります。

◆ 資金不足比率（しきんふそくひりつ）

公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率です。

比率は各公営企業会計毎に算定することとされており、20%以上で経営健全化団体となり、早期健全化団体と同じように、公営企業の経営の健全化を図る計画を策定しなければなりません。